



国会速報

- 第155臨時国会 -



編集・発行 = 部落解放同盟中央本部 tel 03-3586-7007 fax 03-3585-8966

人権擁護法案の抜本修正を勝ち取ろう!!

現行法案は欠陥だらけ、国際人権基準から大きく逸脱

人権委の独立性と実効性に問題あり

11月7日にひらかれた参議院法務委員会で各党質問がされた。人権擁護法案について答弁をした森山眞弓法務大臣、吉戒修一人権擁護局長らは、「最善の法案」を強調。人権委員会の独立性については「国家行政組織法3条に基づく組織であり、最大限の独立性が確保されている」とのべ、若干の修正を表明したものの本質的なところは旧態然のまま国際人権基準からは大きく逸脱している。

各委員が法案の問題点を指摘

この日の法務委員会は、午前中に中川義雄(自民)、江田五月(民主)の委員が質問。午後からは浜四津敏子(公明)、井上哲士(共産)、平野貞夫(自由党)、福島瑞穂(社民)の各委員が質問した。

江田委員は、この法案の経緯や政府が同法案にたいして同和問題の解決に寄与するものと認識しているかを質した。森山法務大臣は「長いあいだ多くの人の知恵を借りてつくったもので最善と考えて提出した」とのべ、「同和問題の解決に寄与するものと考えている」とのべた。また、刑務所での人権侵害の例をあげて、「入管や矯正を所管する法務省が同時に人権救済することはできない。独立性ある委員会が必要だ」との質問にたいして吉戒局長は「拘禁施設を所管する矯正、入管部門と人権委員会事務局との人事交流はしない」とのべた。しかし、所管が法務省外局であるということの問題性には答えていない。

福島委員は、人権委員会の国際人権基準(パリ原則)を定めた国連人権委員会の懸念事項やバーデキン氏の来日という事態や韓国の人権委員会が政府から独立している点について質問した。

吉戒局長は、国連人権委が懸念表明したこと自

体が問題の核心であるにもかかわらず、「パリ原則は、法務省の外局ではいけないとはっていない」「来日したバーデキン氏と会ったが反対表明はされなかった」などと答弁。韓国人権委員会の設立経緯については、「日本は日本だ」と言わんばかりの答弁に終始した。

このほか浜四津委員の質問に答えて吉戒局長は、メディア規制部分について、「一定期間凍結し、この間に自主的な取り組みの進展状況を見守るのも一つの考えだと思う」との見解を示した。しかし、削除ではなく凍結ということであり、あらたな法律の制定をまって削除するとしており、メディア規制は依然準備されている。また、人権委員会の地方事務所について「沖縄については、福岡事務所の分室として設置をする考えがある」ことを表明した。

多くの人権NGOが懸念を表明

また6日、国際人権NGOネットワーク加盟12団体(IMADR-JC他)は人権擁護法案に懸念を表明すると共同声明を発し、以下の3点についてとくに実質的審理をするように求めている。救済される「人権」の定義の明示と差別禁止法の制定 人権委員会は法務省の外局ではなく、内閣府の外局として設置し、「独立性」を確保する

人権委員会の委員および人権擁護委員や事務局員の構成における多元性の確保。

なお、国際的人権団体である「アムネスティ・インターナショナル日本」は、7日、人権擁護法案について懸念を表明した声明を発表した。「真に実効性のある国内人権機関の設置を」と題したもので、国際社会から要請されている国内人権機関として機能しない可能性が高いと批判している。

「法務省」所管施設で不祥事続発!! こんなところに人権救済は無理!!

今国会に提出されている人権擁護法案の重大な欠陥のひとつが、人権委員会の独立性が保障されていない点である。公権力による人権侵害に対処するためには、委員会は政府から独立した機関であることが必要なのである。

しかしながら法案では、人権委員会は法務省の外局に置かれ、事務局も法務省人権擁護局の職員が横滑りし、人事交流をおこない地方法務局を地方事務所とするとされている。これでは、現在の人権擁護委員制度の看板の架け替えに過ぎず、実効ある人権救済は期待できない。

また法務省は、密室での人権侵害が指摘されている刑務所や入管など人権を侵す危険性を孕む拘禁施設を所管しており、人権救済機関を所管する省庁としては不相当であるとの指摘もある。

この点について、7日におこなわれた参院・法務委員会のなかで、吉戒修一人権擁護局長は「拘禁施設を所管する矯正、入管部門と人権委員会事務局との人事交流はしない」と述べているが、法務省の外局であり独立性に大きな疑義があることについての説明にはなっていない。

こうしたなか、法務省が管轄する施設等での人権侵害事犯や不祥事が発覚しているが、こうした事案に法務省の外局である人権委員会が毅然とした対応をとれるのかは甚だ疑問であると言わざるを得ない。

刑務官の暴行で入所者死傷

人権救済の申し立ての撤回を迫り暴力

名古屋刑務所で今年9月、刑務官らが受刑者に腹腔内出血の重傷を負わせる暴行をはたらいていたことが発覚。受刑者が「懲罰の対象行為をしていないのに懲罰を科された」として名古屋弁護士会に人権救済の申し立てをおこなっていたところ、刑務所側に申し立ての撤回を迫られ、断ったら暴行を受けたという。

さらに同刑務所では、5月末にも別の受刑者が移送されてきた当日に制圧を受け、急死していたことも明らかになっている。

こうした入所者を死亡に至らしめるほどの暴行について、同刑務所長は「制圧として許される範囲の正当な職務行為だった」と開き直りと

もとれる説明をおこなっている。

少年院で教官らが暴行

事情聴取するも処分保留

群馬県大胡町の「赤城少年院」で、97年からの5年間に、複数の職員が入所中の少年に対して暴力をふるい、停職や減給の懲戒処分を受けていたことが10月に発覚。昨年10月に右耳約20針縫うけがを負ったケースでは、前橋地検が事情聴取したが処分保留となっている。

暴行発生から報告まで約4ヶ月

今年3月には鳥取県米子市の少年院「美保学園」でも、教官による暴行事件が発覚している。昨年9月以降、複数の教官が収容している少年約20人に対して指導名目での暴行を繰り返し、なかにはスコップで殴られたり、鼓膜を破られるなどの被害を受けたケースもあったとされている。また同学園では、暴行の事実が問題化とするのに約2ヶ月、上部機関である法務省中国矯正管区に報告するまで約4ヶ月を要している。

法務局が職員の不祥事を隠す

事実隠蔽、内部処理にとどめる

さらに、公権力が身内の不祥事を隠蔽しようとする体質を端的に表した事件も発覚している。

札幌法務局の職員3人が99年以降、登記印紙代の横領や女性のスカートの中を盗み撮りしたなどして、懲戒免職や減給の処分を受けていたことが10月に発覚。

こうしたケースの場合、通常は横領罪や迷惑防止条例違反などの適用を受けるはずだが、同法務局は不祥事があったことや処分については一切発表せず、内部処理である行政処分に終わらせていたのである。

お粗末な人権擁護委員と法務局

95年に、群馬県玉村町の部落出身の女性が結婚差別について人権擁護委員に相談したケースでは、「もっといい人にも巡り会える」などと人権侵害の相談への回答とは思えない対応、さらに報告を受けた前橋地方法務局は2年以上に渡り処理をしないという怠慢振りを発揮している。

さらには、事件が公になって以降、当事者間の話し合いのなかで「差別である」と認めているものについて、前橋法務局は「差別は認められなかった」と報告してくる始末なのである。